

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	児童福祉法			法令番号	昭和22年 法律第164号				
手続名	結核児童に対する療育の給付の決定			根拠条項	第20条第1項				
審査基準	<p>「結核にかかっている児童に対する養育の給付について」昭和36年8月9日付け児発第826号厚生省児童家庭局長通知に基づいて審査する。</p>								
	受付機関	各保健福祉事務所	処理機関	こども家庭課	交付機関	こども家庭課	標準処理期間 標準経由期間	30日 2日	目次 No.